

仙台市国家戦略特別区域 一般社団法人等支援資金保証制度

国家戦略特区の指定により、平成29年8月から
一般社団法人及び一般財団法人が保証の対象となりました。



本保証の2つのポイント

1. 一般社団法人及び一般財団法人の方が信用保証協会の保証を受けられます！
仙台市内に事業所を有する一般社団法人及び一般財団法人の方が、必要な事業資金について保証を受けることができます。
2. 固定・低金利での借入が可能です！
貸付利率が年 1.0%（固定）となっております。

本保証は、以下の要件を満たす方が対象です。

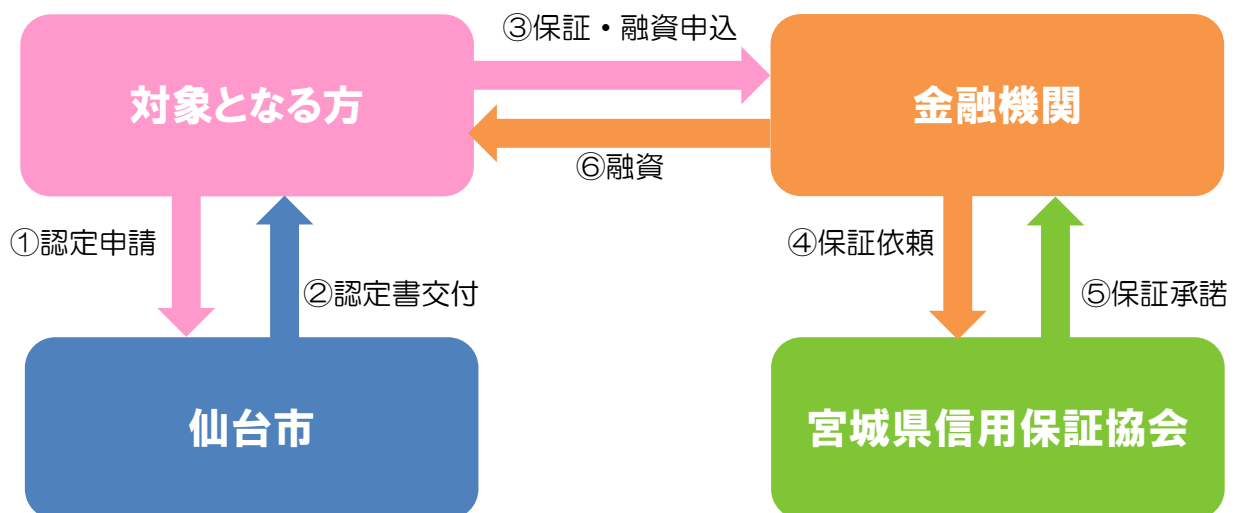
- (1) 仙台市内に事業所を有し、かつ、同市内に登録をしていること。
- (2) 原則として仙台市税を滞納していないこと。
- (3) 保証協会の信用保証の対象となる方で、事業を行うにあたって、詳細かつ実効性のある事業計画が策定され、これを実施する経営能力を有していること。
- (4) 仙台市内で保健・福祉、子どもの健全育成、社会教育、まちづくり、経済・観光など社会的課題の解決を図る事業を実施する方で、仙台市長の認定を受けた方。

※医療を主たる事業とする法人は本制度の対象となりません。ただし、対象となる他の保証制度もございますので、詳しくはお問い合わせください。

制度の概要

保証の対象となる方	P.1 に記載のとおり
資金使途	事業資金
貸付限度額	5,000万円 ※保証割合 80%
貸付利率	年1.0%(固定)
保証期間	運転資金 7年以内(うち据置1年以内) 設備資金 10年以内(うち据置1年以内)
返済方法	原則として元金均等返済
連帯保証人	法人の代表理事を連帯保証人とする
担保	必要に応じ求める
信用保証料	借入金額に対し1.14% なお、担保の提供がある場合には、0.1%割引する

申し込みの流れ



お問い合わせ先

仙台市

<認定に関するお問い合わせ>

■仙台市経済局 地域産業支援課

☎022-214-1003

宮城県信用保証協会

<お申込みに関するお問い合わせ>

■本店営業部 保証一課 (担当地区：仙台市青葉区、太白区)
保証二課 (担当地区：仙台市泉区)

☎022-225-6421

☎022-225-6422

■仙台東支店 保証課 (担当地区：仙台市宮城野区、若林区)

☎022-783-9021

※担当地区は仙台市内のみ記載しております。

<制度に関するお問い合わせ>

■経営支援部 業務企画課

☎022-225-6495